

芦総人第1328-1号  
令和7年11月11日

芦屋市職員労働組合  
執行委員長 神足 雄太様

芦屋市長 高島 嶽



給与等の改定について（回答）

2025年11月5日付け文書で要求のあった標記の件について、次のとおり回答する。

記

- 1 一般職及び暫定再任用職員等の給料について  
現行どおりとする。
- 2 期末手当・勤勉手当について  
別途回答する。
- 3 その他の要求について  
上記1及び2を除くその他の要求については、別途口頭回答する。
- 4 給料表の改定について
  - (1) 行政職給料表については別紙のとおり、国において「一般職の職員の給与に関する法律」が改正された後に改定し、実施時期は令和7年4月1日とする。
  - (2) 教育職給料表（一）及び教育職給料表（二）については別途提示することとし、改定及び実施時期は上記(1)と同様とする。

以上

別紙 行政職給料表新旧対照表

号 給	1 級			2 級			3 級			4 級			5 級			
	現行 給料月額	改定額 給料月額	引上額 間差	現行 給料月額	改定案 給料月額	引上額 間差										
1	183,500	195,800	1,100	12,300	230,000	242,000	1,300	12,000	265,300	276,300	1,000	11,000	298,800	309,800	1,500	11,000
2	184,600	196,900	1,200	12,300	231,500	243,300	1,400	11,800	266,300	277,300	1,000	11,000	300,300	311,300	1,400	11,000
3	185,800	198,100	1,100	12,300	233,000	244,700	1,400	11,700	267,300	278,300	1,000	11,000	301,800	312,700	1,400	10,900
4	186,900	199,200	1,100	12,300	234,500	246,100	1,400	11,600	268,300	279,300	1,000	11,000	303,200	314,100	1,400	10,900
5	188,000	200,300	1,700	12,300	236,000	247,500	1,400	11,500	269,300	280,300	1,000	11,000	304,600	315,500	1,100	10,900
6	189,700	202,000	1,600	12,300	237,500	248,900	1,400	11,400	270,300	281,300	900	11,000	305,700	316,600	1,000	10,900
7	191,300	203,600	1,600	12,300	239,000	250,300	1,400	11,300	271,300	282,200	1,000	10,900	306,700	317,600	1,200	10,900
8	192,900	205,200	1,500	12,300	240,500	251,700	1,400	11,200	272,300	283,200	1,000	10,900	307,900	318,800	1,200	10,900
9	194,500	206,700	1,700	12,200	242,000	253,100	1,200	11,100	273,300	284,200	1,000	10,900	309,100	320,000	1,600	10,900
10	196,200	208,400	1,600	12,200	243,400	254,300	1,300	10,900	274,300	285,200	1,000	10,900	310,700	321,600	1,600	10,900
11	197,800	210,000	1,600	12,200	244,800	255,600	1,300	10,800	275,300	286,200	1,000	10,900	312,300	323,200	1,600	10,900
12	199,400	211,600	1,500	12,200	246,200	256,900	1,200	10,700	276,400	287,200	1,000	10,800	313,900	324,800	1,400	10,900
13	201,000	213,100	1,700	12,100	247,400	258,100	1,200	10,700	277,400	288,200	1,300	10,800	315,400	326,200	1,600	10,800
14	202,700	214,800	1,700	12,100	248,600	259,300	1,200	10,700	278,700	289,500	1,300	10,800	317,000	327,800	1,600	10,800
15	204,400	216,500	1,700	12,100	249,800	260,500	1,200	10,700	280,000	290,800	1,200	10,800	318,600	329,400	1,600	10,800
16	206,100	218,200	1,200	12,100	251,000	261,700	1,100	10,700	281,200	292,000	1,200	10,800	320,200	331,000	1,400	10,800
17	207,400	219,400	1,600	12,000	252,100	262,800	1,100	10,700	282,500	293,200	1,300	10,700	321,700	332,400	1,700	10,700
18	209,000	221,000	1,600	12,000	253,200	263,900	1,100	10,700	283,800	294,500	1,200	10,700	323,400	334,100	1,600	10,700
19	210,600	222,600	1,500	12,000	254,300	265,000	1,100	10,700	285,000	295,700	1,200	10,700	325,000	335,700	1,600	10,700
20	212,100	224,100	1,500	12,000	255,400	266,100	900	10,700	286,200	296,900	1,000	10,700	326,600	337,300	1,400	10,700
21	213,600	225,600	1,600	12,000	256,400	267,000	1,000	10,600	287,300	297,900	1,200	10,600	328,000	338,700	1,700	10,700
22	215,200	227,200	1,600	12,000	257,400	268,000	1,000	10,600	288,500	299,100	1,200	10,600	329,700	340,400	1,700	10,700
23	216,800	228,800	1,600	12,000	258,400	269,000	1,000	10,600	289,800	300,300	1,300	10,500	331,400	342,100	1,600	10,700
24	218,400	230,400	1,600	12,000	259,400	270,000	1,000	10,600	291,100	301,600	1,300	10,500	333,000	343,700	1,200	10,700
25	220,000	232,000	1,700	12,000	260,400	271,000	900	10,600	292,400	302,900	1,000	10,500	334,200	344,900	1,900	10,700
26	221,700	233,700	1,300	12,000	261,300	271,900	800	10,600	293,400	303,900	1,000	10,500	336,100	346,800	1,700	10,700
27	223,000	235,000	1,300	12,000	262,200	272,700	900	10,500	294,400	304,900	1,000	10,500	337,800	348,500	1,600	10,700
28	224,300	236,300	1,300	12,000	263,100	273,600	800	10,500	295,500	305,900	1,100	10,400	339,400	350,100	1,500	10,700
29	225,600	237,600	1,100	12,000	263,900	274,400	800	10,500	296,600	307,000	1,200	10,400	340,900	351,600	1,600	10,700
30	226,700	238,700	1,100	12,000	264,700	275,200	800	10,500	297,800	308,200	1,100	10,400	342,500	353,200	1,600	10,700
31	227,800	239,800	1,100	12,000	265,500	276,000	700	10,500	298,900	309,300	1,200	10,400	344,100	354,800	1,600	10,700
32	228,900	240,900	1,100	12,000	266,300	276,700	700	10,400	300,100	310,500	1,100	10,400	345,700	356,400	1,700	10,700
33	230,000	242,000	900	12,000	267,000	277,400	800	10,400	301,300	311,600	1,300	10,300	347,400	358,100	1,800	10,700
34	231,100	242,900	900	11,800	267,800	278,200	800	10,400	302,600	312,900	1,300	10,300	349,200	359,900	1,800	10,000
35	232,200	243,800	1,000	11,600	268,600	279,000	600	10,400	303,900	314,200	1,300	10,300	351,000	361,700	1,800	10,000
36	233,300	244,800	1,000	11,500	269,300	279,600	700	10,300	305,200	315,500	1,200	10,300	352,800	363,500	1,500	10,700
37	234,400	245,800	900	11,400	270,000	280,300	800	10,300	306,500	316,700	1,300	10,200	354,300	365,000	1,400	10,700
38	235,400	246,700	900	11,300	270,800	281,100	700	10,300	307,800	318,000	1,300	10,200	355,700	366,400	1,400	10,700
39	236,400	247,600	800	11,200	271,600	281,800	700	10,200	309,100	319,300	1,300	10,200	357,100	367,800	1,400	10,700
40	237,300	248,400	800	11,100	272,300	282,500	700	10,200	310,400	320,600	1,300	10,200	358,500	369,200	1,500	10,700
41	238,200	249,200	700	11,000	273,000	283,200	700	10,200	311,700	321,900	1,200	10,200	360,000	370,700	800	10,700
42	239,100	249,900	600	10,800	273,800	283,900	700	10,100	313,000	323,100	1,300	10,100	360,800	371,500	900	10,700
43	239,900	250,500	600	10,600	274,600	284,600	700	10,000	314,300	324,400	1,100	10,100	361,800	372,400	1,000	10,600
44	240,700	251,100	700	10,400	275,300	285,300	700	10,000	315,400	325,500	900	10,100	362,800	373,400	900	10,600

別紙 行政職給料表新旧対照表

号 給	1 級			2 級			3 級			4 級			5 級			
	現行	改定額	引上額	現行	改定額	引上額	現行	改定額	引上額	現行	改定額	引上額	現行	改定案	引上額	
	給料月額	給料月額 間差		給料月額	給料月額 間差		給料月額	給料月額 間差		給料月額	給料月額 間差		給料月額	給料月額 間差		
45	241,400	251,800	600	10,400	276,000	286,000	600	10,000	316,300	326,400	1,300	10,100	363,700	374,300	1,100	10,600
46	242,000	252,400	600	10,400	276,700	286,600	700	9,900	317,600	327,700	1,300	10,100	364,800	375,400	900	10,600
47	242,600	253,000	600	10,400	277,400	287,300	600	9,900	318,900	329,000	1,300	10,100	365,700	376,300	1,000	10,600
48	243,200	253,600	500	10,400	278,100	287,900	700	9,800	320,200	330,300	1,100	10,100	366,700	377,300	900	10,600
49	243,800	254,100	600	10,300	278,800	288,600	600	9,800	321,400	331,400	1,300	10,000	367,600	378,200	700	10,600
50	244,400	254,700	600	10,300	279,500	289,200	700	9,700	322,700	332,700	1,200	10,000	368,300	378,900	700	10,600
51	245,000	255,300	500	10,300	280,200	289,900	700	9,700	323,900	333,900	1,200	10,000	369,000	379,600	600	10,600
52	245,500	255,800	400	10,300	280,900	290,600	500	9,700	325,100	335,100	1,300	10,000	369,600	380,200	400	10,600
53	246,000	256,200	400	10,200	281,500	291,100	600	9,600	326,400	336,400	1,000	10,000	370,000	380,600	600	10,600
54	246,400	256,600	300	10,200	282,200	291,700	600	9,500	327,500	337,400	1,100	9,900	370,600	381,200	600	10,600
55	246,700	256,900	300	10,200	282,800	292,300	700	9,500	328,600	338,500	1,100	9,900	371,300	381,800	700	10,500
56	247,000	257,200	300	10,200	283,500	293,000	600	9,500	329,700	339,600	700	9,900	372,000	382,500	300	10,500
57	247,300	257,500	300	10,200	284,100	293,600	600	9,500	330,400	340,300	900	9,900	372,300	382,800	700	10,500
58	247,600	257,800	300	10,200	284,800	294,200	600	9,400	331,300	341,200	700	9,900	373,000	383,500	700	10,500
59	247,900	258,100	300	10,200	285,400	294,800	700	9,400	332,000	341,900	800	9,900	373,700	384,200	600	10,500
60	248,200	258,400	300	10,200	286,100	295,500	600	9,400	332,800	342,700	800	9,900	374,300	384,800	300	10,500
61	248,500	258,700	300	10,200	286,700	296,100	600	9,400	333,600	343,500	400	9,900	374,600	385,100	500	10,500
62	248,800	259,000	300	10,200	287,400	296,700	500	9,300	334,000	343,900	500	9,900	375,100	385,600	600	10,500
63	249,100	259,300	300	10,200	288,000	297,200	500	9,200	334,600	344,400	700	9,800	375,700	386,200	600	10,500
64	249,400	259,600	300	10,200	288,500	297,700	500	9,200	335,300	345,100	800	9,800	376,300	386,800	300	10,500
65	249,700	259,900	300	10,200	289,000	298,200	600	9,200	336,100	345,900	700	9,800	376,600	387,100	600	10,500
66	250,000	260,200	300	10,200	289,600	298,800	500	9,200	336,800	346,600	700	9,800	377,200	387,700	700	10,500
67	250,300	260,500	300	10,200	290,100	299,300	600	9,200	337,500	347,300	600	9,800	377,900	388,400	600	10,500
68	250,600	260,800	300	10,200	290,700	299,900	400	9,200	338,100	347,900	500	9,800	378,500	389,000	400	10,500
69	250,900	261,100	300	10,200	291,200	300,300	500	9,100	338,600	348,400	600	9,800	378,900	389,400	500	10,500
70	251,200	261,400	300	10,200	291,700	300,800	500	9,100	339,200	349,000	500	9,800	379,400	389,900	600	10,500
71	251,500	261,700	300	10,200	292,300	301,300	600	9,000	339,700	349,500	600	9,800	380,000	390,500	500	10,500
72	251,800	262,000	300	10,200	292,900	301,900	500	9,000	340,300	350,100	300	9,800	380,500	391,000	500	10,500
73	252,100	262,300	300	10,200	293,400	302,400	400	9,000	340,600	350,400	500	9,800	381,000	391,500	600	10,500
74	252,400	262,600	300	10,200	293,900	302,800	300	8,900	341,100	350,900	300	9,800	381,600	392,100	400	10,500
75	252,700	262,900	300	10,200	294,300	303,100	300	8,800	341,500	351,200	400	9,700	382,100	392,500	300	10,400
76	253,000	263,200	300	10,200	294,600	303,400	200	8,800	341,900	351,600	400	9,700	382,400	392,800	400	10,400
77	253,300	263,500	300	10,200	294,800	303,600	300	8,800	342,300	352,000	500	9,700	382,800	393,200	500	10,400
78	253,600	263,800	300	10,200	295,100	303,900	200	8,800	342,800	352,500	500	9,700	383,300	393,700	400	10,400
79	253,900	264,100	300	10,200	295,300	304,100	300	8,800	343,300	353,000	500	9,700	383,700	394,100	400	10,400
80	254,200	264,400	300	10,200	295,600	304,400	200	8,800	343,800	353,500	300	9,700	384,100	394,500	400	10,400
81	254,500	264,700	300	10,200	295,800	304,600	200	8,800	344,100	353,800	400	9,700	384,500	394,900	500	10,400
82	254,800	265,000	300	10,200	296,000	304,800	300	8,800	344,500	354,200	400	9,700	385,000	395,400	400	10,400
83	255,100	265,300	300	10,200	296,300	305,100	200	8,800	344,900	354,600	400	9,700	385,400	395,800	400	10,400
84	255,400	265,600	300	10,200	296,500	305,300	300	8,800	345,300	355,000	300	9,700	385,800	396,200	300	10,400
85	255,700	265,900	300	10,200	296,800	305,600	200	8,800	345,600	355,300	400	9,700	386,100	396,500	10,400	398,200
86	256,000	266,200	300	10,200	297,100	305,800	300	8,700	346,000	355,700	400	9,700				
87	256,300	266,500	300	10,200	297,400	306,100	300	8,700	346,400	356,100	400	9,700				
88	256,600	266,800	300	10,200	297,700	306,400	300	8,700	346,800	356,500	200	9,700				

別紙 行政職給料表新旧対照表

号 給	1 級			2 級			3 級			4 級			5 級							
	現行	改定額	引上額	現行	改定額	引上額	現行	改定額	引上額	現行	改定額	引上額	現行	改定案	引上額					
	給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差		給料月額	給料月額	間差					
89	256,900	267,100	300	10,200	298,000	306,700	300	8,700	347,000	356,700	400	9,700								
90	257,200	267,400	300	10,200	298,300	307,000	300	8,700	347,400	357,100	400	9,700								
91	257,500	267,700	300	10,200	298,600	307,300	300	8,700	347,800	357,500	400	9,700								
92	257,800	268,000	300	10,200	299,000	307,600	200	8,600	348,200	357,900	200	9,700								
93	258,100	268,300		10,200	299,200	307,800	200	8,600	348,400	358,100	300	9,700								
94					299,400	308,000	300	8,600	348,800	358,400	400	9,600								
95					299,700	308,300	400	8,600	349,200	358,800	300	9,600								
96					300,100	308,700	200	8,600	349,500	359,100	300	9,600								
97					300,300	308,900	300	8,600	349,800	359,400	400	9,600								
98					300,600	309,200	300	8,600	350,200	359,800	400	9,600								
99					301,000	309,500	400	8,500	350,600	360,200	400	9,600								
100					301,400	309,900	200	8,500	351,000	360,600	500	9,600								
101					301,600	310,100	300	8,500	351,500	361,100	400	9,600								
102					301,900	310,400	300	8,500	351,900	361,500	400	9,600								
103					302,200	310,700	300	8,500	352,300	361,900	400	9,600								
104					302,500	311,000	200	8,500	352,700	362,300	500	9,600								
105					302,700	311,200	300	8,500	353,200	362,800	400	9,600								
106					303,000	311,500	300	8,500	353,600	363,200	300	9,600								
107					303,300	311,800	300	8,500	353,900	363,500	300	9,600								
108					303,600	312,100	200	8,500	354,200	363,800	400	9,600								
109					303,800	312,300	300	8,500	354,700	364,200		9,500								
110					304,200	312,600	400	8,400												
111					304,600	313,000	300	8,400												
112					304,900	313,300	200	8,400												
113					305,100	313,500	200	8,400												
114					305,300	313,700	300	8,400												
115					305,600	314,000	400	8,400												
116					306,000	314,400	200	8,400												
117					306,200	314,600	200	8,400												
118					306,400	314,800	300	8,400												
119					306,700	315,100	300	8,400												
120					307,000	315,400	300	8,400												
121					307,400	315,700	200	8,300												
122					307,600	315,900	300	8,300												
123					307,900	316,200	300	8,300												
124					308,200	316,500	300	8,300												
125					308,500	316,800		8,300												
126																				
127																				
128																				
129																				
暫定再任用職員等	192,000	200,300		8,300	219,500	227,800		8,300	260,000	269,500		9,500	279,700	290,100		10,400	290,700	305,700		15,000

芦総人第1328-2号  
令和7年11月11日

芦屋市職員労働組合  
執行委員長 神足 雄太 様

芦屋市長 高島 嶺



### 令和7年12月期の期末・勤勉手当等について（回答）

2025年11月5日付け文書で要求のあった標記の件について、次のとおり回答する。

記

#### 1 令和7年12月期の期末・勤勉手当について

##### (1) 支給月数

- |                 |             |             |
|-----------------|-------------|-------------|
| ア 暫定再任用職員等以外の職員 | 期末手当 1. 25月 | 勤勉手当 1. 05月 |
| イ 暫定再任用職員       | 期末手当 0. 70月 | 勤勉手当 0. 50月 |

##### (2) 支給基準及び支給日

別紙1及び別紙2のとおり

#### 2 期末・勤勉手当の追加支給について

上記1の期末・勤勉手当の支給月数については、国において「一般職の職員の給与に関する法律」が改正された後に、次の支給月数に改定し、増加する月数分の期末・勤勉手当を追加支給する。

- |                   |              |              |
|-------------------|--------------|--------------|
| (1) 暫定再任用職員等以外の職員 | 期末手当 1. 275月 | 勤勉手当 1. 075月 |
| (2) 暫定再任用職員等      | 期末手当 0. 725月 | 勤勉手当 0. 525月 |

#### 3 令和8年度以降の6月期及び12月期の期末・勤勉手当の支給月数については次のとおりとする。

- |                   |               |               |
|-------------------|---------------|---------------|
| (1) 暫定再任用職員等以外の職員 | 期末手当 1. 2625月 | 勤勉手当 1. 0625月 |
| (2) 暫定再任用職員等      | 期末手当 0. 7125月 | 勤勉手当 0. 5125月 |

以上

## 別紙 1

### 令和 7 年 1 月 1 日に在職する職員に支給する 期末手当及び勤勉手当の支給基準

芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員について、給与条例第 22 条及び第 22 条の 4、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例施行規則第 20 条に基づき、次のとおり期末手当及び勤勉手当を支給する。

ただし、暫定再任用職員等については、別に定める「令和 7 年 1 月 1 日に在職する暫定再任用職員等に支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準」によるものとする。

#### 1 支給対象者

期末手当及び勤勉手当の支給を受ける職員は、令和 7 年 1 月 1 日（以下「基準日」という。）に在職する支給制限を受けていない職員（基準日前 1 月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

- (1) 無給休職者
- (2) 停職者
- (3) 育児休業職員のうち、芦屋市職員の育児休業等に関する条例（以下「育児休業条例」という。）第 5 条の 2 に規定する職員以外の職員
- (4) 配偶者同行休業をしている職員

#### 2 支給額

期末手当及び勤勉手当の支給額は、次の各号に掲げる算式により算出した額に、第 4 項及び第 5 項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 期末手当  
$$\text{支給額} = \text{支給基礎額} \times 1.25$$
- (2) 勤勉手当

$$\text{支給額} = \text{支給基礎額} \times 1.05$$

（ただし、人事評価制度の実施に伴う評価結果に応じて補正する。）

#### 3 支給基礎額

期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる支給基礎額は、基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額（教職調整額を含む。）、扶養手当及び地域手当を基準として、次の各号に掲げる算式により算出した額とする。

- (1) 行政職給料表適用者
  - ア 職務の級が 5 級の職員  
(給料月額 + 扶養手当 + 地域手当①)

- + (給料月額+地域手当②) × 0. 13
- イ 職務の級が4級の職員
  - (給料月額+扶養手当+地域手当①)
  - + (給料月額+地域手当②) × 0. 1
- ウ 職務の級が3級の職員
  - (給料月額+扶養手当+地域手当①)
  - + (給料月額+地域手当②) × 0. 05
- エ 職務の級が2級の職員及び1級の職員
  - 給料月額+扶養手当+地域手当①

(2) 教育職給料表（二）適用者

- ア 職務の級が2級の職員のうち課長補佐の職にある職員
  - (給料月額+扶養手当+地域手当①)
  - + (給料月額+地域手当②) × 0. 13
- イ 職務の級が2級の職員のうち係長及び主査の職にある職員
  - (給料月額+扶養手当+地域手当①)
  - + (給料月額+地域手当②) × 0. 10
- ウ 職務の級が2級の職員のうち課長補佐、係長及び主査の職にある職員以外の職員及び1級の職員
  - 給料月額+扶養手当+地域手当①

(3) 前各号に規定するもののうち、給料月額、扶養手当及び地域手当の額は、次のとおりとする。

- ア 給料月額
  - 基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額（教職調整額を含む。）。ただし、第1号に規定するもののうち、芦屋市立認定こども園に係る給料月額の特例職員及び令和6年4月1日の号給切替えにおいて切替日の前日に受けていた給料月額に達しない職員については、給料月額のほか、現給保障額との差額に相当する額とする。
- イ 扶養手当
  - 子については13,000円、配偶者は3,000円、その他の扶養親族はそれぞれ6,500円とする。（特定期間内にある子がいる場合については、当該子1人につき5,000円を加算する。）
- ウ 地域手当①
  - (給料月額+扶養手当) × 0. 14
- エ 地域手当②
  - 給料月額×0. 14

#### 4 期末手当の支給割合

(1) 期末手当の支給割合は、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合とする。

ア	在職期間が6月の場合	100%
イ	〃 5月以上6月未満の場合	90%
ウ	〃 4月以上5月未満の場合	80%
エ	〃 3月以上4月未満の場合	65%
オ	〃 2月以上3月未満の場合	50%
カ	〃 1月以上2月未満の場合	35%
キ	〃 1月末満の場合	30%
ク	〃 ない場合	0

(2) 前号に規定する「在職期間」とは、給与条例の適用により給与の支給を受ける職員として在職した期間とする。

(3) 前号の在職期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

ア 育児休業をしている職員(次に掲げる育児休業を除く。)として在職した期間については、その2分の1の期間

① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である育児休業

② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間)が1か月以下である育児休業

イ 育児短時間勤務をしている職員として在職した期間については、短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間の2分の1の期間

ウ 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

#### 5 勤勉手当の支給割合

(1) 勤勉手当の支給割合は、基準日以前6月以内の期間においてその者が勤務した期間に応じて、次に掲げる割合とする。

ア	勤務した期間が6月の場合	100%
イ	〃 5月以上6月未満の場合	90%
ウ	〃 4月以上5月未満の場合	80%
エ	〃 3月以上4月未満の場合	70%
オ	〃 2月以上3月未満の場合	60%
カ	〃 1月以上2月未満の場合	45%

キ	〃	15日以上1月末満の場合	30%
ク	〃	15日未満の場合	10%
ケ	〃	ない場合	0

(2) 前号に規定する「勤務した期間」とは、給与条例の適用により給与の支給を受ける職員として在職した期間とする。

(3) 前号の勤務した期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

- ア 休職の期間（公務上又は通勤上の負傷、疾病による休職の期間を除く。）
- イ 私傷病療養休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- ウ 育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間
  - ① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業
  - ② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業
- エ 育児短時間勤務をしている職員として在職した期間については、短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間
- オ 部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、部分休業を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）
- カ 介護休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- キ 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、介護時間を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）
- ク 育児部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、育児部分休暇を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）
- ケ 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その全期間

(4) 基準日以前6月以内の期間において給与条例第15条の規定により給与を減額された職員（欠勤者）の勤勉手当は、前3号の規定を適用して得た額から、その額に給与を減額された日1日につき180分の1を乗じて得た額を減額した額とする。

## 6 支給日

期末手当及び勤勉手当の支給日は、令和7年12月10日（水）とする。

以 上

## 別紙2

### 令和7年12月1日在職する暫定再任用職員等に 支給する期末手当及び勤勉手当の支給基準

芦屋市職員の定年等に関する条例第12条並びに令和4年改正条例附則第4条及び6条の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員等」という。）について、給与条例第22条及び第22条の4、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例施行規則第20条並びに芦屋市技能職員の給与に関する規則第11条の規定に基づき、次のとおり期末手当及び勤勉手当を支給する。

#### 1 支給対象者

期末手当及び勤勉手当の支給を受ける暫定再任用職員等は、令和7年12月1日（以下「基準日」という。）に在職する支給制限を受けていない職員（基準日前1月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げる職員を除く。

- (1) 無給休職者
- (2) 停職者

#### 2 支給額

期末手当及び勤勉手当の支給額は、次の各号に掲げる算式により算出した額に、第4項及び第5項に規定する支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 期末手当

$$\text{支給額} = \text{支給基礎額} \times 0.70$$

- (2) 勤勉手当

$$\text{支給額} = \text{支給基礎額} \times 0.50$$

（ただし、人事評価制度の実施に伴う評価結果に応じて補正する。）

#### 3 支給基礎額

期末手当及び勤勉手当の計算の基礎となる支給基礎額は、基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料月額（教職調整額を含む。）及び地域手当を基準として、次に掲げる算式により算出した額とする。

- (1) 暫定再任用職員等

ア 職務の級が4級及び3級の職員

$$(\text{給料月額} + \text{地域手当}) + (\text{給料月額} + \text{地域手当}) \times 0.10$$

イ 職務の級が2級の職員

$$\text{給料月額} + \text{地域手当}$$

(2) 給料月額及び地域手当の額は、次のとおりとする。

ア 給料月額

基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）の給料月額。

イ 地域手当

給料月額×0.14

#### 4 期末手当の支給割合

(1) 期末手当の支給割合は、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次に掲げる割合とする。

ア 在職期間が6月の場合	100%
イ ハ 5月以上6月末満の場合	90%
ウ ハ 4月以上5月末満の場合	80%
エ ハ 3月以上4月末満の場合	65%
オ ハ 2月以上3月末満の場合	50%
カ ハ 1月以上2月末満の場合	35%
キ ハ 1月末満の場合	30%
ク ハ ない場合	0

(2) 前号に規定する「在職期間」とは、給与条例の適用により給与の支給を受ける職員として在職した期間とし、定年退職前の「在職期間」は、通算する。

(3) 前号の在職期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

ア 育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間

① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2年以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2年以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業

イ 育児短時間勤務をしている職員として在職した期間については、短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間の2分の1の期間

ウ 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

#### 5 勤勉手当の支給割合

(1) 勤勉手当の支給割合は、基準日以前6月以内の期間においてその者が勤務した期間に応じて、次に掲げる割合とする。

ア 勤務した期間が6月の場合 100%

イ	〃	5月以上6月末満の場合	90%
ウ	〃	4月以上5月末満の場合	80%
エ	〃	3月以上4月末満の場合	70%
オ	〃	2月以上3月末満の場合	60%
カ	〃	1月以上2月末満の場合	45%
キ	〃	15日以上1月末満の場合	30%
ク	〃	15日未満の場合	10%
ケ	〃	ない場合	0

- (2) 前号に規定する「勤務した期間」とは、給与条例の適用により給与の支給を受ける職員として在職した期間とし、定年退職前の「勤務した期間」は、通算する。
- (3) 前号の在職期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
- ア 休職の期間（公務上又は通勤上の負傷、疾病による休職の期間を除く。）
- イ 私傷病療養休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日に1週間当たりの勤務時間を38.75で除した割合を乗じて得た日数を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- ウ 育児休業をしている職員（次に掲げる育児休業を除く。）として在職した期間
- ① 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（期間が2以上あるときはそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業
- ② 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第3条の2に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業
- エ 育児短時間勤務をしている職員として在職した期間については、短縮された勤務時間の短縮分に相当する期間
- オ 部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が30日に1週間当たりの勤務時間を38.75で除した割合を乗じて得た日数を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、部分休業を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）
- カ 介護休暇により勤務しなかった期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が30日に1週間当たりの勤務時間を38.75で除した割合を乗じて得た日数を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- キ 介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日に1週間当たりの勤務時間を38.75で除した割合を乗じて得た日数を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、介護時間を取得した合計時間数を1日の勤務時間で除して得た数を日数とする。）
- ク 育児部分休暇の承認を受けて勤務しなかった期間が30日に1週間当たりの勤務時間を38.75で除した割合を乗じて得た日数を超える場合には、その勤務しなかった全期間（期間の計算については、部分休業を取得した合計時間数を1日の勤務

時間で除して得た数を日数とする。)

ケ 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その全期間

- (4) 基準日以前 6 月以内の期間において給与条例第15条の規定により給与を減額された職員（欠勤者）の勤勉手当は、前 3 号の規定を適用して得た額から、その額に給与を減額された日 1 日につき 180 分の 1 に 38.75 を 1 週間当たりの勤務時間で除した割合を乗じて得た割合を乗じて得た額を減額した額とする。

## 6 支給日

期末手当及び勤勉手当の支給日は、令和 7 年 1 月 10 日（水）とする。

以上